

保護者の皆さまへ

令和6年度 就学援助のお知らせ

北九州市では、経済的理由により、お子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、お困りの方に対し、給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。

就学援助を希望される方は、下記1～3の内容をご確認の上、必要書類を添えて申請してください。

※ 審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

※ 就学援助は年度（4月～3月）ごとの申請となります。次年度以降も、受給を希望される場合は、毎年、申請の手続きが必要となります。

※ 既に新入学学用品費の入学前支給申請を行い、認定された方についても、令和6年4月以降に学校給食費など他の費目についても就学援助を希望される方は、別途申請の手続きが必要です。

1 就学援助の内容

【援助対象費目・支給額・支給時期・対象学年等】

令和6年度の支給内容は以下を予定しています。

| 援助対象費目 | 支給時期 | 小学校 | | 中学校 | |
|------------|----------------|--|----------------------------|-------|----------------------------|
| | | 対象学年 | 支給額(年額) | 対象学年 | 支給額(年額) |
| 学用品費等 | 申請から 1～3ヵ月後 | 1年生 | 13,230円 | 1年生 | 25,040円 |
| | | 2～6年生 | 15,500円 | 2・3年生 | 27,310円 |
| 新入学学用品費※2 | 学用品費と同時 | 1年生 | 57,060円 | 1年生 | 63,000円 |
| 学校給食費 | 各学期末 | 全学年 | 対象経費の実費 | 全学年 | 対象経費の実費 |
| 修学旅行費 | 実施の 2～3ヵ月後 | 実施学年 | 対象経費の実費 | 実施学年 | 対象経費の実費 |
| 宿泊を伴う校外活動費 | | — | 交通費・見学料の実費 [限度額:3,690円] | — | 交通費・見学料の実費 [限度額:6,210円] |
| 通学費 ※3 | 2学期 | 全学年 | 対象経費の実費 | 全学年 | 対象経費の実費 |
| | | 但し、片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上で、公共交通機関を利用している方 | | | |

※1 上記の金額は、4月に申請した場合です。5月以降に申請した場合は月割額となります。

※2 新入学学用品費の入学前支給を希望される方は申請方法・申請時期が異なりますのでご注意ください。入学前支給を受けた方は、今回の新入学学用品費は支給対象となりません。

※3 通学費は、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の支給額となります。

2 就学援助を受けられる方・必要となる書類

(1) 就学援助の対象者は、生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯で、2ページの申請理由の項目いずれかに該当する方です。

(2) ただし、児童生徒又は保護者が次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

①生活保護を受給している方 ②児童養護施設等に入所し、措置費を受給している方 ③里親

(3) 世帯全員が、同じ申請理由に該当していることが必要です。

| 申請理由 | | 申請理由の事情を証明する書類(コピー可) ※世帯全員の状況が同じ項目で証明できること | 書類を 発行する所 |
|------|---|--|--|
| ① | 生活保護が廃止又は停止になった。 | ・保護(停止・廃止)決定通知書 等 ※令和5・6年度に廃止又は停止になった方 ※世帯変更による廃止は除く | 各 区 役 所 保 護 課 |
| ② | 世帯全員が市民税の非課税又は減免の扱いを受けている。 | ※令和6年1月1日に北九州市に住民票がある場合は、原則、証明書不要。(市県民税の申告済の方に限る。) ※令和6年1月2日以降に市外転入の場合は、転入前の市町村で次の書類が必要。 ・令和6年度市県民税所得額(課税・非課税)証明書 (令和6年5月下旬(予定)以降発行のもの) ※19歳以上の世帯員全員が必要(学生は除く) ※所得税のみが非課税の方は非該当 | 各市税事務所市民税課(税務課)又は出張所 |
| ③ | 個人事業税の減免を受けている。 | ・令和6年度県税減免決定通知書 (個人事業税によるもの) | 県 税 事 務 所 |
| ④ | 固定資産税の減免を受けている。 | ・令和6年度固定資産税納税通知書 (減免理由記載のもの)※新築減額は対象外 | 各 市 税 事 務 所 固 定 資 産 税 課 |
| ⑤ | 国民年金の掛金の減免を受けている。 | ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 (住所・氏名・免除期間の記載があるもの) ※20歳以上の世帯員全員の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書が必要 ※世帯に年金受給者がいる場合は対象外 | 年 金 事 務 所 |
| ⑥ | 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。 | ・減免 令和6年度国民健康保険料納入通知書 (令和6年6月以降に区役所から届いたもの) ※保険料の法定軽減は対象外 ・徴収猶予 令和6年度徴収猶予通知書 | (減免) 各区役所国保年金課 (徴収猶予) 東・西部料金納付課 |
| ⑦ | 児童扶養手当を受けている。 | ・児童扶養手当証書 (住所・氏名・金額・有効期限の記載のあるもの) ※有効期限が令和6年10月31日又は令和6年3月31日のもの(有効期限以降に申請する場合は、最新のもの) | 各 区 役 所 保 健 福 祉 課 |
| ⑧ | 生活福祉資金の貸付を受けている。 | ・生活福祉資金貸付決定通知書 ※令和5・6年度に貸付を受けた方 | 各 区 社 会 福 祉 協 議 会 |
| ⑨ | 職業安定所登録日雇労働者である。 | ・雇用保険日雇労働被保険者手帳 ※手帳を有する方以外の世帯員に収入がある場合は除く | ハローワーク (公共職業安定所) |
| ⑩ | その他、経済的に困窮している。 ※申請書に <u>具体的理由を記載してください。</u> | ・令和5年分給与所得の源泉徴収票 (中途就職、中途退職のないものに限る) | 事 業 主 |
| | | ・令和5年分所得税確定申告書第一表第二表(税務署)又は、令和6年度分市民税・県民税申告書(区役所)の受付控え(ただし北九州市分に限る) ※受領印又は税務署受付日時記載のないものは対象外 | |
| | | <失業中の方> ・雇用保険受給資格者証(両面) | ハローワーク (公共職業安定所) |
| | | <年金収入がある方> ・令和5年分公的年金等の源泉徴収票 ※収入が公的年金のみの方は、源泉徴収票の添付不要 | 年 金 事 務 所 |

※ ②、③、⑤、⑥、⑧、⑩の場合は、**該当する世帯全員の証明書類が必要です。**

※ ④、⑥ については、当初申請時に認定要件を満たし認定となった場合は、当該年度中を通じて認定となります。なお、婚姻等により世帯構成に変更が生じた場合は、再申請が必要です。

※ 書類の添付漏れや不備がある場合は、審査の結果が遅れます。

3 申請の方法等

(1)申請先

- ・**お子様の在学する小・中学校**
- ・もしくは、各区役所子ども・家庭相談コーナー

※ **就学援助は学校での申請をお勧めしています。**

学校で申請した場合、就学援助費は教育委員会から学校へ直接入金されますので、学校で徴収する「校納金」の納入は、保護者に代わって学校が行います。

また、翌年度の継続申請の「手続き忘れ」を防止できるなど、保護者の手続きが軽減されます。

※ 住民票と実際の世帯構成が異なる等、特別な事情がある方は、学校にご相談の上、学校で申請してください。

※ **区役所で申請した場合も、就学援助が決定した場合は、事務の関係上教育委員会から学校へ連絡させていただきます。**

※ 学校と区役所で重複して申請することがないようにご注意ください。

(2)申請時期

令和6年度の申請は、4月から翌年1月まで随時受け付けます。

なお、**就学援助費は申請月分からの支給となりますので、4月中の申請をお勧めします。**

(学校で申請する場合は、5月末日の申請分まで4月に遡って支給されます。)

※ **1年生のみに支給される新入学学用品費は、4月末日までに申請しないと支給できませんのでご注意ください。**(学校で申請する場合は、5月末日の申請分まで支給されます)

※ **区役所での継続申請の受付期限は3月31日までとなります。**

(3)申請に必要な書類等

※学校での申請は①～②、区役所での申請では①～⑤が必要です。

① 就学援助申請書(お子様の在学する小・中学校又は区役所にあります。)

② 前年の世帯の経済状況がわかる書類(2ページの表で確認してください。)

※ **2ページの表の⑩の理由で申請される方で所得状況を証明する書類を提出できない方は、令和6年1月1日に北九州市に住民票があり令和6年度分市県民税の申告済みであれば証明書類は不要ですが、審査に3ヶ月ほど要します。**

令和6年1月1日に北九州市に住民票がない場合は、令和6年5月下旬以降(市町村により発行月が異なる)に1月1日現在の住所地の市町村から令和6年度市県民税所得額証明書を取得していただく必要があります。

③ 住民票1通(世帯全員の続柄が載っているもの)

④ 保護者名義の口座がわかるもの

⑤ 本人(保護者)確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)等)

就学援助申請書・添付書類のご注意

就学援助では同じ家に住んでいる方(祖父母・兄弟姉妹等)を同一世帯とみなします。

例えば、同じ住所地内に祖父母がいる場合は、たとえ住民票は別であっても同居とみなし世帯に含めます。また、父親又は母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含めます。

就学援助申請書の「世帯構成」欄の記入や経済状態がわかる書類を準備する際には、祖父母など世帯員の記入漏れや書類に不備がないようご注意ください。

◎ **なお、虚偽の申請がなされた場合や支給された援助費を本来の趣旨(学校に関すること)以外の目的のために使用したことが明らかとなった場合は、認定を取り消し、援助費を返還していただくことがあります。**

4 Q&A(よくある質問を掲載しましたので参考にしてください)

Q 1. 就学援助を受けていることを他の家庭に知られませんか？

A. 就学援助については、他の人に知られないよう事務処理を行います。また、学校においても他の児童・生徒に知れることのないよう十分配慮します。

Q 2. 昨年の収入は多かったのですが、失業し、現在も求職中で、学用品費等の支払いに困っています。就学援助を受給できますか？

A. 生計を維持している方が失業や傷病などにより収入が激減した場合は、認定されることもあります。学校へご相談ください。

Q 3. 児童扶養手当証書を紛失してしまいました。申請できますか？

A. お住まいの区役所保健福祉課で、児童扶養手当証書亡失届の手続きをし、再発行された証書のコピーをご提出ください。

Q 4. 祖父母と同居しています。祖父母の所得証明も必要ですか？

A. 同居の方全員について、経済状況のわかる書類の提出が必要です。源泉徴収票や確定申告書などをご提出ください。

Q 5. 就学援助を受給していますが、再婚しました。引き続き受給することはできますか？

A. 就学援助が認定された時点から、世帯状況に変更があった場合(再婚・離婚・保護者変更・転出入・祖父母と同居など)、再度申請が必要となります。所定の手続きをお願いします。

Q 6. 児童扶養手当を申請中ですが、児童扶養手当証書が届くまで申請できないのですか？

A. 就学援助費は申請月分から支給しますので、早めの申請をお勧めしています。
申請時に、児童扶養手当認定待ちの方や、証書が手元に届いていない場合は、所得がわかる書類(源泉徴収票や確定申告書など)をご提出ください。児童扶養手当証書が届き次第、速やかに証書のコピーも提出をお願いします。

Q 7. 「申請理由の事情を証明する書類」を揃えることができません。どうしたらよいでしょうか？

A. 2ページ表の①～⑨の理由で申請される方で、書類がどうしても添付できない場合は、⑩「その他、経済的に困窮している」ケースとみなして、昨年の所得状況を基に審査します。

ただし、

- ・令和6年1月1日現在北九州市内に住民票がある方
 - ・令和6年度分の税の申告が済んでいる方
- に限ります。(審査に3ヶ月程度要します)

令和6年1月1日現在北九州市に住民票のない方は、所得状況の確認ができません。1月1日現在の住所地の市町村発行の所得額証明書が必要となります。証明書が発行できる5月下旬(市町村で発行できる月は異なる)以降、ご本人で取得していただき、後日証明書をご提出ください。

<問い合わせ先>

お子様の通学している各小・中学校 又は、教育委員会学事課就学係
(電話:582-2378)へお問い合わせください。